



1 目的

様々な人権問題をテーマとする総合的な講座を年間通して開催することで、人権啓発や人権相談等に携わる人々を幅広く養成することを目的としています。

2 概要

- (1) 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権啓発や人権相談に携わる人です。
- (2) 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別実施します。
- (3) 人権啓発や人権相談の現場で活躍する人を想定し、人材養成のための 8 つのコースを設定しています。後期は下記⑤～⑧コースを実施します。関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

	コース名	科目数	定員
前期	①人権担当者入門コース	9	40
	②人権ファシリテーター養成コース	16	40
	③人権啓発企画担当者養成コース	12	40
	④人権相談員養成コース	34	50
後期	⑤人権ファシリテータースキルアップコース	6	25
	⑥人権企画マネジメントコース	6	25
	⑦人権相談員スキルアップコース	23	40
	⑧人権相談員専門コース	17	25

後期実施コース

各コースの詳細は、各コースの案内をご覧ください。

3 内容

(1) 人材養成コース (詳細は、各コースの案内をご覧ください。)

⑤人権ファシリテータースキルアップコース

人権啓発の取組みをさらに推進するために、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で進めるファシリテーターとしての技術等の向上をめざすコースです。

⑥人権企画マネジメントコース

人権啓発事業や人権施策や計画等、人権関連事業の業務マネジメントに関わる知識と技術を学んでいただくコースです。

⑦人権相談員スキルアップコース

相談業務経験が概ね 1 年以上の相談員を対象に、相談に寄せられる悩みや相談にいたる背景を理解するため、相談・面接技術、新しい人権課題・法律・制度等を学んでいただくコースです。

⑧人権相談員専門コース

相談業務経験が概ね 3 年以上の相談員を対象に、相談に寄せられる課題を解決に結びつけるため、課題を多面的に捉える技術の向上や組織的な関わり、他機関とのネットワーク形成等について学んでいただくコースです。

(2) 科目選択

各コース科目の一部を選択して受講することができます。

4 実施期間

平成 29 (2017) 年 11 月 2 日 (木) ~ 12 月 25 日 (月)

5 主催

大阪府 (実施: 一般財団法人大阪府人権協会)

6 会場

HRC ビル (AIAI おおさか) 大阪市港区波除 4-1-37

7 参加・資料代

無料

8 受講申込方法・申込期限

平成 29 (2017) 年 10 月 18 日 (水) 12:00 必着

- * 定員に満たない場合は継続して受け付けます。
- * 受講申込書 (別紙様式) に必要事項を記入の上、郵送、E メール、FAX 等でお申込みください。



HRCビル (最寄り駅「弁天町」駅) より北東へ約 600m

- ① JR 環状線 北口 (エレベーターは南口のみ設置)
- ② 地下鉄中央線 4 番出口 (エレベーター設置あり)

9 受講者の決定

- (1) 各科目で受講希望者が各コースの定員を超えた場合は、コース受講者を優先します。
- (2) 本事業は府及び市町村における人権施策の推進が目的であるため、コース受講者については、府及び市町村において人権啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
- (3) 上記の(1)(2)によってもなお定員を上回る場合は抽選にて決定します。
- (4) 受講の可否については、10月23日以降に当協会からEメール、FAX等にて連絡します。
- (5) 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は速やかに当協会に連絡してください。

10 出席について

- (1) 欠席、遅刻、早退等の場合は当協会まで必ず連絡してください。(FAX、メールでも可)
- (2) 15分以上の遅刻、早退は欠席扱いとします。
ただし、公共交通機関の遅れの場合は延着証明の提出により、30分以内であれば出席扱いとします。

11 履修要件について

履修とは、科目への出席と「受講レポート」(200字以上)の提出(2週間以内)です。

12 修了認定・修了証書の交付

- (1) 後期において修了認定を行うコースは、⑦人権相談員スキルアップコースです。
- (2) 次の修了要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再発行はできません。
※今年度中に修了要件を満たさない場合は未修了になります。(次年度以降への持ち越しはできません)

【コース修了要件】

- ① コース指定の全科目を履修することが必要です。
- ② 欠席はコース指定の全科目の概ね1割以内とします(※1参照)。欠席した科目については「特別レポート」(500字以上)を提出することが必要です。
(※1) 人権相談員スキルアップコース：講義3科目以内(昨年度からの受講者は講義2科目以内)
- ③ 演習科目については、欠席を認めないので、欠席した場合は履修とはなりません。
- ④ コース指定の全科目を履修した後に、示された課題について作成する「修了レポート」(800字以上)を当協会が指定する期日までに提出することが必要です。

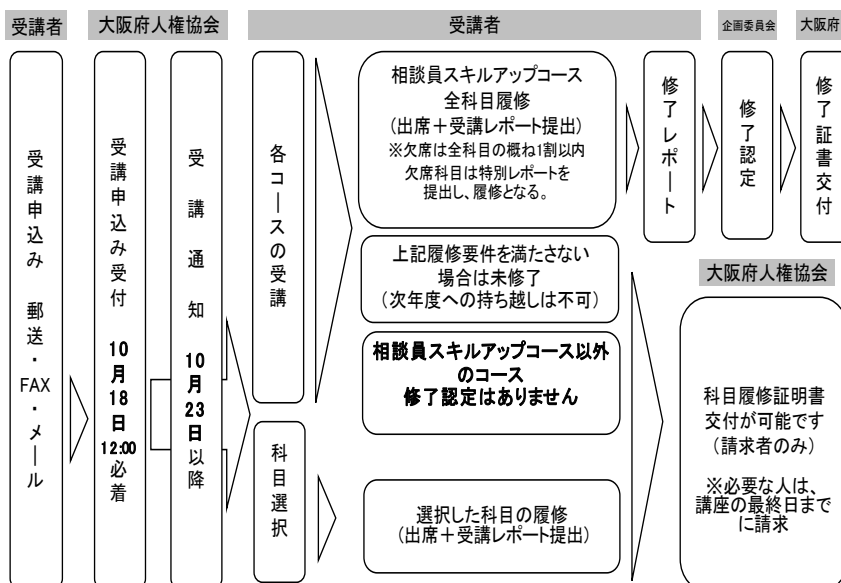
13 科目履修証明書の交付

修了認定を行うコースの未修了者、修了認定がないコース及び科目選択受講者で履修証明が必要な場合は、後期講座の最終日までに指定の様式にて申請してください。当協会代表理事名で履修証明書を交付します。交付は修了した年度のみです。再発行はできません。
出席だけ(受講レポートの提出がない場合)の科目の履修証明はできません。

14 その他

受講申込書に記入いただいた個人情報、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

受講申込から修了までの流れ



問い合わせ・受講申込み先
一般財団法人大阪府人権協会
担当：成田(なりた)
〒552-0001
大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 8階
TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614
E-MAIL: info@jinken-osaka.jp

【人権擁護士資格取得についてのお知らせ】
大阪府人権擁護士の資格取得に必要な科目は、**人権相談員スキルアップコース及び人権相談員専門コースの全科目**です。
(前期開講の指定科目、コースの履修・修了も必要)
詳しくはHPをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>
※11/2(木) 13:00～「人権擁護士」に関するガイダンスを行います。
(人権局人権擁護課 TEL06-6210-9283)